# 山口県児童相談所・知的障害者更生相談所 業務概要2021

(令和2年度実績)

# 目 次

# 児童相談所の部

ı	זל	は里伯談所の慨安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ı
	(1)	設置目的		1
	(2)	業務の概要		1
	(3)	相談の種類と主な内容		1
	(4)	相談・援助活動の展開		2
	(5)	設置状況		2
2	児	B童相談受付・対応状況 ····································		3
	(1)	相談受付件数の推移		3
	(2)	経路別受付状況		4
	(3)	相談対応状況		4
	(4)	児童虐待相談の状況		5
	(5)	2 4 時間 3 6 5 日相談の状況		8
3	半	定指導業務等の状況		8
	(1)	判定実施状況		8
	(2)	特別児童扶養手当・療育手帳・諸証明の判定・発行状況		9
4	_	- 時保護の状況		9
5	児	見童福祉施設の在籍人員の状況	1	1
6	重	<sup></sup> 親委託等の状況	1	2
	(1)	里親委託率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2
	(2)	里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況	1	2
	(3)	里親登録数	1	3
7	そ	<del>:</del> の他 ······	1	4
	(1)	児童巡回相談	1	4
	(2)	心身障害児総合療育機能推進事業	1	4
	(3)	精神発達精密健康診査	1	4
	(4)	児童社会適応支援事業	1	5
	(5)	すこやかホーム事業	1	5
		何め呼中来五七七秋町の如		
		知的障害者更生相談所の部		
1	知	ロ的障害者更生相談所の概要	1	6
	(1)		1	6
	(2)	業務の概要	1	6
2	相		1	6
	(1)		1	6
	(2)	110000000000000000000000000000000000000	1	7
	(3)	療育手帳所持者数の推移	1	7
		資料		
<b>•</b>	۱Ę		1	8
• •		5町の行政窓口一覧	1	
• •	_		2	_
•			_	_

# 児童相談所の部

# 1 児童相談所の概要

#### (1) 設置目的

児童相談所は、市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。

# (2) 業務の概要

# ア 市町援助

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

# イ 相談支援

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域での状況、生活歴や発達、性格、行動等に対し、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、それに基づく援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

# ウ 一時保護

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

#### 工 里親支援

里親に関する普及啓発や相談対応、情報提供、研修、その他関係機関との連絡調整等を行います。

#### 才 措置

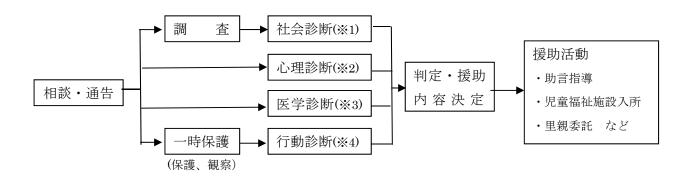
子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを里親に委託、若しくは児童福祉施設、指定医療機関等に 入所させる等の措置を行います。

#### (3) 相談の種類と主な内容

<b>全</b> 进扣款	保護者の家出・失踪・死亡・入院等による養育困難、虐待、養子縁組
養護相談	等に関する相談
保健相談	低出生体重児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身障害、知的障害、発達障害
<b>學</b> 青怕談	等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
その他	上記のいずれにも該当しない相談

#### (4) 相談・援助活動の展開

受け付けた相談や通告については、社会診断や心理診断、医学診断、行動診断など を基に判定を行い、個々の子どもに対する支援の内容を決定した上で、援助活動を展 開します。



※1 社会診断:児童福祉司による相談者の問題と社会的環境との関連の解明や社会資源活用可能性の検討など

※2 心理診断:児童心理司による子どもの人格全体の評価や家族の心理学的評価など

※3 医学診断:医学的見地から子どもの身体的・精神的な状態を診断・評価など

※4 行動診断:児童指導員、保育士による子どもの行動上の特徴や問題点の明確化など

# (5) 設置状況

区分	位 置	管轄区域	人口	児童人口
中央児童相談所	山口市	山口市、防府市、美祢市	331,020 人	49,976 人
岩国児童相談所	岩国市	岩国市、柳井市、周防大島 町、和木町、上関町、田布施 町、平生町	209,209 人	27,931 人
周南児童相談所	周南市	下松市、光市、周南市	244,316 人	36,424 人
宇部児童相談所	宇部市	宇部市、山陽小野田市	223,239 人	32,121 人
下関児童相談所	下関市	下関市	253,875 人	34,631 人
萩児童相談所	萩市	萩市、長門市、阿武町	79,847 人	9,113 人
		<del></del>	1,341,506 人	190,196 人

※人口は、山口県統計分析課の「令和2年市町年齢別推計人口(令和2年10月1日現在)」の数値

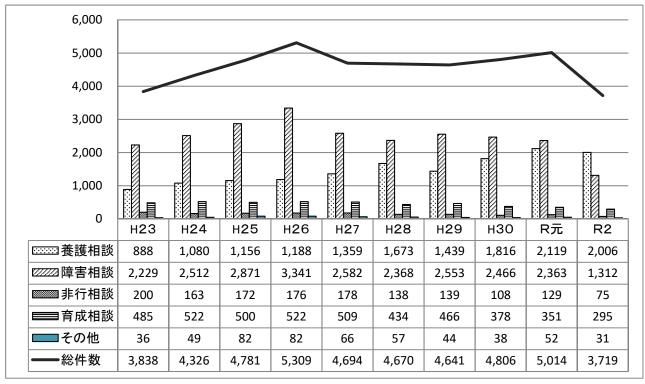
# 2 児童相談受付・対応状況

# (1) 相談受付件数の推移

令和2年度における本県の相談受付件数は3,719件で、前年度に比べ1,295件(25.8%)の減少となっています。これは療育手帳の更新手続き(障害相談)が、新型コロナ感染症対策のため1年間延期されたことなどが大きく影響しています。

相談種別ごとでは、養護相談が 2,006 件で全体の 53.9%を占めており、次いで、障害相談が 1,312 件(35.3%)、育成相談が 295 件(7.9%)の順となっています。

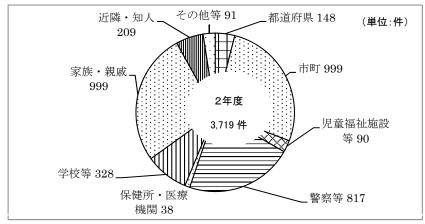
(単位:件)



																			(単位	::件)
相談種別	虐	へ そ	保		障	揘	<b>]</b>	相	談		非	行 相	談		育	戎 村	目 談	ŧ	そ	
		o o		肢	視	言	重	知	発		Ć.	触		性	不	適	L		o o	
	待	他の	健	体不	聴覚	語発	症心	的	達	小	犯行	法行	小	格	登	性	っ	小	他	
	40	<u> </u>	40	自	障	達障	身	障	障		為	為		行	校	1±	( <del>)</del>		o o	計
	相	養 護	相	曲	害	害	障	害	害		等	等		動	12	相	''		相	
	談	相	談	相	相	等相	害相	相	相	計	相	相	計	相	相		相	計	談	
児相		談	ì	談	談	談	談	談	談		談	談		談	談	談	談			
中央	142	223	0	1	0	51	2	277	24	355	16	9	25	53	11	22	0	86	7	838
岩国	147	310	0	4	0	13	0	161	28	206	10	10	20	32	11	3	6	52	2	737
周南	128	214	0	0	0	11	0	178	15	204	3	9	12	46	6	1	1	54	10	622
宇部	143	250	0	1	0	9	3	174	21	208	5	3	8	11	6	6	0	23	7	639
下関	105	283	0	1	0	7	1	213	21	243	4	1	5	36	3	0	0	39	0	675
萩	16	45	0	0	0	15	0	58	23	96	2	3	5	41	0	0	0	41	5	208
県 計	681	1,325	0	7	0	106	6	1,061	132	1,312	40	35	75	219	37	32	7	295	31	3,719

# (2) 経路別受付状況

相談の受付経路は、子どもの養育を直接担っている「家族・親戚」と、相談対応での連携が重要な「市町」が最も多く、それぞれ全受付件数の 26.9%にあたる 999 件、次いで、「警察等」の 817 件 (22.0%) となっています。



																							(	単位:	:件)
経路	都道	府県		市	町		児童	福祉施		児	認	警	家	保優 医療		学	校	等	里	児童	家	近	児		
	児童	そ	福祉	児	保健	そ	保	児童	指定	セ <sup>童</sup> 家	定こ		庭	保	医	幼	学	教育		里 委 員	族	隣	童	そ	
	相	o o	事	童	セン	o o	育	福祉	医療	ン庭タェ	٤	察	裁判	健	療	稚		委員		・仲	親	知	本	Ø	計
児相	談	他	務	委	タ	他	所	施	機	<sup>ダ</sup> 支   援	も 園	等	所	所	機関	園	校	会等	親	介含	戚	人	人	他	
	所		所	員	$\perp$			設	関																
中央	43	2	157	0	87	1	4	14	0	0	0	159	12	0	6	1	55	1	6	0	240	42	3	5	838
岩国	45	0	147	0	30	24	1	18	0	0	0	126	4	2	2	0	83	5	4	1	180	48	8	9	737
周南	14	5	154	1	39	4	3	12	0	2	1	103	0	2	5	0	58	3	0	0	180	31	4	1	622
宇部	8	5	117	0	7	7	4	10	0	0	0	228	3	0	3	0	46	1	3	0	151	37	6	3	639
下関	19	0	133	0	13	3	6	13	0	1	0	179	1	0	5	3	45	1	2	1	198	45	2	5	675
萩	7	0	40	0	35	0	0	5	0	1	0	22	0	10	3	0	5	21	2	0	50	6	1	0	208
県 計	136	12	748	1	211	39	18	72	0	4	1	817	20	14	24	4	292	32	17	2	999	209	24	23	3,719

# (3) 相談対応状況

令和2年度の相談対応件数は3,838件であり、そのうち通常1回又は数回程度の助言、指導、判定で終結する助言指導が2,091件(54.5%)と最も多く、その他に市町村送致が428件(11.2%)、子どもや家庭へ継続的にかかわる継続指導が345件(9.0%)などとなっています。

	対応内容	件数	%	対応内容	件数	%
面接	助言指導	2,091	54.5%	訓戒・誓約	15	0.4%
上 上 指導	継続指導	345	9.0%	児童福祉施設入所等	83	2.2%
旧等	他機関あっせん	68	1.8%	里親等委託	23	0.6%
児童福	祉司指導	27	0.7%	家庭裁判所送致	0	0%
児童家児	庭支援センター指導	7	0.2%	障害児施設利用契約	21	0.5%
市町村	送致	428	11.2%	その他	730	19.0%
				計	3,838	

												(削:	牛皮か	りの木	処理に	-よる絹	り越し	を含む)		(単位:	<b>1</b> +)
処理						対			応			件	:		数	t				未	
	i	面:	接指	導	児	児	ン児	市		訓	児重	直福祉加	拖設	指定	指里送		へ障	そ		処	施
	財	h	継	他機	童 福 祉	童委	章 タ 家   E	町村	市町村	戒	入	法	通	医療	親	庭裁	の害利児	o	=1	理	設入
	指	- 1	続指	関 あっ	祖司指	員指	- 姓 古 指援	指導委託	送致	誓		3 第 2 再 7		機	委	教判	用施契設	0)	計	件	所待
児相	導	1	導	せん	導	導	導セ	託		約	所	掲条	所	要 託	託	致所	約等	他		数	機
中央	49	91	59	12	1	0	3	0	95	1	23	0	0	0	5	0	5	195	890	21	0
岩国	4	56	34	33	8	0	1	0	65	7	9	0	0	0	2	0	6	121	742	5	0
周南	39	91	24	14	17	0	2	0	36	5	14	0	0	0	9	0	3	124	639	19	0
宇部	2	76	71	7	1	0	1	0	149	0	15	0	0	0	2	0	5	118	645	20	0
下関	34	41	145	2	0	0	0	0	63	0	12	0	0	0	3	0	2	134	702	7	0
萩	13	36	12	0	0	0	0	0	20	2	10	0	0	0	2	0	0	38	220	4	0
県計	2,09	91	345	68	27	0	7	0	428	15	83	0	0	0	23	0	21	730	3,838	76	0

# (4) 児童虐待相談の状況

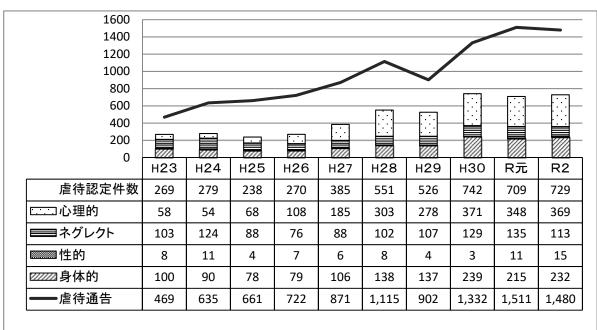
児童虐待相談は、養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト (育児放棄等)」「心理的虐待(暴言等)」の4種類に区分されます。

# ア 相談件数の推移 <sup>虐待通告件数</sup>

令和2年度は、虐待通告(48時間以内に目視による安全確認が必要)のあった 1,480件のうち、729件を虐待として認定しており、前年度と比べて20件の増加と なりました。

また、認定件数 729 件のうち、心理的虐待が 369 件(全体の 50.6%) と約半数を 占めており、前年度に比べ 21 件の増加となっています。

(単位:件)



豆八	虐待通告件数		虐待通告件数 虐	寺認定件数		
区分	<b>虐付迪古件</b> 数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
中央	248	54	4	29	65	152
岩国	285	50	4	15	80	149
周南	241	45	2	9	80	136
宇部	345	46	1	30	71	148
下関	326	29	4	27	55	115
萩	35	8	0	3	18	29
計	1,480	232	15	113	369	729

#### イ 虐待通告の経路

近年、ドメスティックバイオレンス (DV) が子どもの前で行われる「面前 DV」による心理的虐待ケースを中心とした警察からの通告が増加しています。

なお、令和2年度の虐待認定ケースのうち、警察等からの通告によるものは258件(35.4%)でした。 (単位:件)

区分	H28	H29	H30	R元	R 2
本人、家族、親戚	77	77	82	74	74
地域 (近隣知人、児童委員)	16	9	24	36	23
福祉事務所	25	13	56	58	46
学校等	108	100	171	175	208
警察等	235	231	300	254	258
児童福祉施設等	16	26	25	16	19
医療機関	15	12	14	11	10
その他	59	58	70	85	91
計	551	526	742	709	729

# ウ 主たる虐待者

# (7) 推移

平成  $28 \cdot 29$  年度は面前 DV の増加等により実父、実母の順で推移していましたが、平成 30 年度以降には実母の方が多くなり、令和 2 年度はほぼ同数となっています。

区分	H28	H29	H30	R元	R 2
実父	243	230	309	279	327
実母	230	204	345	341	323
その他	78	92	88	89	79
計	551	526	742	709	729

# (イ) 主たる虐待者と虐待内容

実父、実母ともに心理的虐待が多くなっています。

(単位:件)

区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
実父	113	12	14	188	327
実母	80	0	94	149	323
その他	39	3	5	32	79
計	232	15	113	369	729

#### エ 被虐待児童の状況

小学生の人数が多い傾向で推移しています。また、全体の 1/3 超が未就学児童となっています。 (単位:件)

区分	H28	H29	H30	R元	R 2
~3歳未満	93	69	103	101	92
3歳~就学前	113	143	183	158	177
小学生	188	209	288	281	274
中学生	94	71	111	107	114
中卒児 (高校生含む)	63	34	57	62	72
計	551	526	742	709	729

# オ 一時保護及び対応の状況

令和2年度は、虐待認定した729件のうち、232件(31.8%)を一時保護(委託 含)し、また、54件(7.4%)については施設入所等の措置をしています。



# ≪施設入所等の内訳≫

児童養護施設	乳児院	児童心理治療 施設	その他施設	里親	計
36	2	2	6	8	54

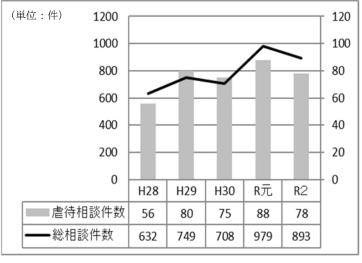
# カ 児童福祉法第28条等に関する請求件数及び承認件数

	区分	28条の申立	親権喪失	親権停止	管理権喪失
H30	請求件数	10	0	0	0
поо	承認件数	4	0	0	0
R 元	請求件数	11	0	0	0
$\mathbf{n}$	承認件数	3	0	0	0
R 2	請求件数	1	0	0	0
Λ. Z	承認件数	8	0	0	0

#### (5) 24 時間 365 日相談の状況

24 時間体制で虐待相談等に緊 急対応できるよう、休日と夜間 (17時15分~8時30分)に、 中央児童相談所に児童支援相談 員を交代で配置しています。こ の時間帯の岩国・周南・宇部・ 下関・萩児童相談所へのすべて の電話については、中央児童相 談所に自動転送されます。

令和2年度は、893件の電話



相談があり、そのうち虐待相談は、78件(8.7%)でした。

# 3 判定指導業務等の状況

#### (1) 判定実施状況

令和2年度の社会診断指導は89,087件で、前年度より3,629件(3.9%)の減少と なっています。そのうち児童虐待に係る件数は36,809件(41.3%)でした。

医学診断指導は1,029件であり、その内容は一時保護中の子どもへの診断等です。 心理診断指導は、13,431 件であり、面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点 からの援助の内容や方針を定めるために行っています。

また、心理療法・カウンセリング等の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施し た件数は1,754件で、そのうち児童虐待に係る件数は645件(36.8%)でした。

(単位:件)

	項目	社会診断	医	学診	断指	導		心	理診	断	指導		その	心理	<b>里療法・</b>	カウン	ヤビ・	
区分		調査・指導	診察・指導	医学的検査	その他		知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	・指導の接・観察	11th	の他の診断指導	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	<b>計</b>
中央	全数	20, 470	269	33	41	343	271	147	100	98	3,002	3, 618	10	0	521	78	61	660
十人	(虐待再掲)	8,814	153	16	25	194	28	4	38	54	972	1,096	0	0	100	22	10	132
岩国	全数	13, 452	152	12	15	179	127	38	4	20	1,302	1, 491	175	1	32	2	25	60
石国	(虐待再掲)	4, 425	22	4	3	29	2	0	0	0	220	222	0	0	16	0	4	20
周南	全数	19,070	90	18	23	131	114	37	35	61	2, 498	2, 745	0	0	377	0	0	377
川用	(虐待再掲)	7, 792	48	12	9	69	24	0	24	24	1,306	1, 378	0	0	189	0	0	189
宇部	全数	12, 371	164	18	35	217	119	34	64	33	1,822	2,072	16	0	123	0	0	123
一十四	(虐待再掲)	5, 323	96	8	22	126	4	0	22	15	574	615	0	0	26	0	0	26
下関	全数	19, 234	70	9	9	88	138	23	13	4	2, 245	2, 423	36	0	468	0	0	468
广)	(虐待再掲)	9, 143	15	4	7	26	9	1	2	1	1,020	1,033	0	0	249	0	0	249
++-	全数	4, 490	69	0	2	71	79	22	2	1	978	1,082	15	0	49	0	17	66
萩	(虐待再掲)	1, 312	5	0	1	6	4	0	0	0	226	230	0	0	26	0	3	29
全 梦	数 県 計	89, 087	814	90	125	1, 029	848	301	218	217	11,847	13, 431	252	1	1,570	80	103	1, 754
(虐	待再掲)	36, 809	339	44	67	450	71	5	86	94	4, 318	4, 574	0	0	606	22	17	645

医学的診断指導の「その他」は、身体測定などです。 心理診断指導の「その他の検査」は、親子関係、非行などの個別の領域、特性を判断するための心理学的検査です。

#### (2) 特別児童扶養手当・療育手帳・諸証明の判定・発行状況

療育手帳で各種福祉制度の利用ができるようになっていることから、療育手帳に関する判定件数が多くなっています。ただし、令和2年度については、新型コロナ感染症対策のため、前年度の869件に比べ400件減少し、469件となっています。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
特別児童扶養手当 認定診断書	0	0	1	0	0	0	1
療育手帳	117 (32)	85 (27)	78 (23)	83 (27)	84 (40)	22 (7)	469 (156)
情報提供等	198	86	99	114	136	41	674

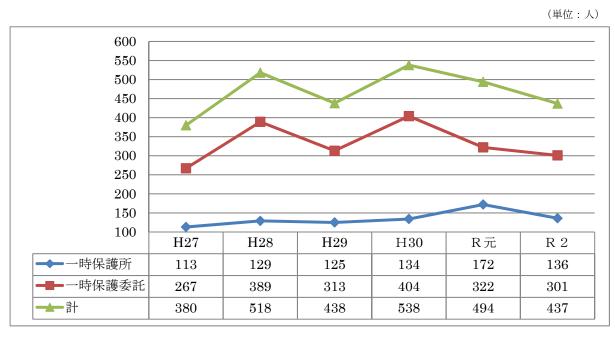
※()は、再判定の再掲

# 4 一時保護の状況

児童福祉法第 33 条では、児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、また児童の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため、子どもを一時保護できることとなっています。

一時保護は、中央児童相談所に併設されている一時保護所のほか、児童養護施設や乳 児院、里親などに委託して行うこともあります。

一時保護を必要とする子どもの人数は各年度によって異なりますが、全体の 65~75% 程度を児童養護施設等に一時保護委託しています。



※各年度に新たに一時保護した児童の人員です。

# ア 一時保護児童数

一時保護委託が実人員で305人(68.8%)、延人員で8,357人(66.0%)と、いずれも一時保護所より多くなっています。 (単位:人)

	区	分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
_	時	実人員 52 1-		14	27	37	6	2	138
保護	護所	延人員	2,097	505	696	886	111	18	4,313
一時	保護	実人員	80	37	64	50	59	15	305
委	託	延人員	2,296	918	1,431	1,632	1,575	505	8,357
計	L.	実人員	132	51	91	87	65	17	443
Ē	I	延人員	4,393	1,423	2,127	2,518	1,686	523	12,670

<sup>※</sup>令和2年度に一時保護(委託)を解除した児童の人員です。

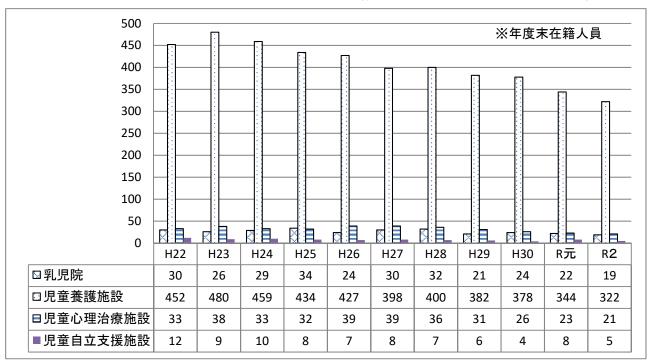
# イ 一時保護相談種類別対応件数

相談種類別にみると、養護相談が369件(83.3%)と最も多くなっています。 また、一時保護後の対応については、帰宅が201件(45.4%)、施設入所が72件(16.3%)などとなっています。

		前年度末			)	対 応				年度末
[	区 分	継続(委	児童福祉	里親	他の児相	家 裁				継続(委
		託)保護	施設入所	委 託	等に移送	送致	帰宅	その他	計	託) 保護
<b>*</b>	保護所	8	17	3	1	0	43	43	107	6
養護	委 託	23	43	15	6	0	132	66	262	23
受	計	31	60	18	7	0	175	109	369	29
障	保護所	0	0	0	0	0	0	1	1	0
害	委 託	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	計	0	1	0	0	0	0	1	2	0
非	保護所	1	1	0	1	0	6	2	10	0
行	委 託	2	2	0	0	0	5	14	21	0
.11	計	3	3	0	1	0	11	16	31	0
育	保護所	0	4	2	0	0	8	6	20	1
成	委 託	3	4	0	1	0	7	9	21	1
///	計	3	8	2	1	0	15	15	41	2
そ	保護所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0)	委 託	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保護所	9	22	5	2	0	57	52	138	7
計	委 託	28	50	15	7	0	144	89	305	24
	計	37	72	20	9	0	201	141	443	31

# 5 児童福祉施設の在籍人員の状況

児童養護施設については、平成24年度以降、概ね減少傾向で推移しています。また、 児童心理治療施設については、近年、年度末在籍人員が大きく減少しています。



#### [児童福祉法第37条、41条、43条の2、44条]

乳児院	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。
児童養護施設	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
児童心理治療施設 (H28 年度までは情緒 障害児短期治療施設)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適 応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会 生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あ わせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

# ◇入所・退所の状況 (R2年度中)

区 分	施設数	定員	入所 (年度中)	退所 (年度中)	在籍人員(年度末)
乳児院	1	30	11	14	19
児童養護施設	10	504	71	93	322
児童心理治療施設	1	50	6	8	21
児童自立支援施設	1	90	5	8	5
計	13	674	93	123	367

# 6 里親委託等の状況

里親やファミリーホーム(※)は、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを里親家庭等で一定期間養育する制度です。

#### ※ファミリーホーム (小規模住居型養育事業)

経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に子どもを迎え入れて養育を行う第2種社会福祉事業

# (1) 里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に 占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合をいいます。近年は増加傾向で推 移しており、令和2年度は前年度に比べ0.8ポイントの増加となりました。

年度	里親委託児	FH 委託児	乳 児 院	児童養護施	合計⑤	里親委託率
平度	1	2	入所児 ③	設 入所児④	$(1)\sim 4)$	(1+2)/5
H28	64	19	32	400	515	16.1%
H29	68	25	21	382	496	18.8%
H30	78	24	24	375	501	20.4%
R元	82	31	22	340	475	23.8%
R 2	81	29	19	318	447	24.6%

<sup>※</sup>いずれも措置停止中の児童を除いた人数(各年度とも年度末現在)

# (2) 里親・ファミリホームに委託されている児童の状況

(単位:人)

		• •	~ ,	•													,	1 12 . / 4/
		新規又	は措置	変更に。	より		措置を解除又は変更された児童数											
		委託され	た児童	数						解除				変更				委 託
Z	区分	設から受託を受証を	家庭から受託	その他	計	なくなり帰宅が	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	設に入所施	他の里親に委託	その他	計	児童数 (年度末 現在)
里	1親	3	7	14	24	4	6	2	0	0	3	2	17	2	5	0	7	81
I	Ή	3	2	8	13	2	0	0	0	0	4	3	9	4	3	0	7	29

#### ◇年度末に委託されている児童の男女比及び年齢構成

(単位:人)

区分	0歳		1~6歳		7~12 歳		13~	15 歳	16 歳	以上	計	
凸分	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
里親	3	1	12	5	17	15	6	5	4	13	42	39
FH	0	0	2	0	6	4	4	2	5	6	17	12

# ◇年度末に委託されている児童の児童相談所別数

(単位:人)

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
里親	22	17	19	13	8	2	81
FH	7	1	7	6	5	3	29

# (3) 里親登録数

制度の普及啓発等により、里親登録の促進に努めており、登録・認定里親数は年々増加しています。

◇推移 (単位:世帯)

↑ 1E D						(十四, 四1117
年度	区分	里親数		耳)	手掲)	
十及	四月	(※)	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
H28	登録・認定里親	172	145	24	11	49
П20	児童委託里親	49	37	6	9	0
H29	登録・認定里親	179	148	24	13	61
п29	児童委託里親	50	31	6	12	1
Н30	登録・認定里親	183	150	20	14	73
1130	児童委託里親	52	34	6	14	0
R 元	登録・認定里親	196	163	22	14	80
K /L	児童委託里親	55	41	3	12	0
R 2	登録・認定里親	201	174	25	10	89
I\ Z	児童委託里親	59	45	5	10	2

<sup>※</sup> 複数の里親に登録・認定されている場合、また、複数の里親として児童が委託されている場合も「1」として計上しているので、再掲欄の合計数とは一致しない。

# ◇登録・認定状況

(単位:世帯)

豆八	前	前年度末(R	2年3月末)		年度末(R3年3月末)					
区分	養育	養子縁組	親族	計	養育	養子縁組	親族	計		
中央	44	8	6	58	48	7	4	59		
岩国	34	5	1	40	36	5	1	42		
周南	22	1	3	26	27	1	2	30		
宇部	27	2	2	31	28	2	2	32		
下関	29	1	2	32	30	1	1	32		
萩	7	2	0	9	6	1	0	7		
計	163	19	14	196	175	17	10	202		

<sup>※</sup>養子縁組里親には養育里親との重複世帯は含まれていない。

# 7 その他

# (1) 児童巡回相談

住民の誰もが気軽に相談できるよう、巡回相談を実施しています。

	実施		障害相談	(件数)			育成相談	(件数)		
区分	巨数	言語発達 障害等	知的 障害	発達 障害	小計	性格 行動等	育児・ しつけ	適性	小計	計
岩国	5	0	4	2	6	0	1	0	1	7
萩	15	9	0	9	18	20	0	0	20	38
計	20	9	4	11	24	20	1	0	21	45

#### (2) 心身障害児総合療育機能推進事業

医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携しながら、乳幼児の心身の障害を早期 に発見し、必要なサービスを総合的に提供していく事業であり、県と市町の共同事業 として児童相談所に事務局(総合療育システム事務局)を設置しています。

区分	中央	岩国	宇部	下関	萩	計	
療育相談会	実施回数	3	11	3	4	5	26
療育相談会	相談件数	11	24	5	12	8	60

# (3) 精神発達精密健康診査

市町の1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達の点で精密健康診査が必要と判断されると児童相談所に依頼があり、相談、判定を行うことになります。

#### ア 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施状況

		711311702							
					相談種	類別 (件数)			
巨八	実施		障害相談				育成相談		
区分	回数	言語発達	知的	発達	.1. ⇒1.	性格行動	育児・	.1. ∌1.	計
		障害等	障害	障害	小計	等	しつけ	小計	
中央	19	30	3	1	34	7	0	7	41
岩国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南	6	6	3	0	9	5	0	5	14
宇部	1	0	0	1	1	0	0	0	1
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	3	2	1	0	3	0	0	0	3
計	29	38	7	2	47	12	0	12	59

#### イ 3歳児精神発達精密健康診査実施状況

					相談種	類別 (件数)			
マハ マハ	実施		障害相	泪談					
区分	回数	言語発達	知的	発達	.1. ⇒1.	性格行動	育児・	.1. ∌1.	計
		障害等	障害	障害	小計	等	しつけ	小計	
中央	21	20	5	3	28	21	0	21	49
岩国	4	3	1	0	4	0	0	0	4
周南	11	5	6	0	11	15	0	15	26
宇部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関	10	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	6	3	2	0	5	5	0	5	10
計	52	31	14	3	48	41	0	41	89

# (4) 児童社会適応支援事業

# ア 子育てに悩む親支援事業

子どもの育てにくさや不登校、非行などに悩む親等のためのグループを立ち上げ、 参加した親が互いの悩みを語り合い、問題解決への道筋を見出すための事業を実施 しています。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
実施回数	0	24	5	4	8	1	42
延参加者数	0	29	10	8	4	1	52

# イ 不登校児童通所指導事業

放課後や、夏休み等の学校の休日に児童相談所に通所させ、集団での生活指導や作業療法、グループワーク、心理療法等を行い、子どもの自主性、社会性の向上を図っています。

区分	児童数	開催回数	延通所回数	指導内容
下関	6	8	11	個別相談、心理診断、カウンセリング、グループ ワーク (工芸、軽スポーツ等)

# (5) すこやかホーム事業

児童養護施設に入所している子どものうち、盆・正月時期又は週末に家庭に帰省することのできない子どもの養育を一般家庭及び里親に委託し、その子どもに家庭生活を体験する機会を提供しています。

ロ 八	夏	期	冬	期	週	末	合	計
区分	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数
中央	7	6	8	7	5	4	20	17
岩国	2	1	1	1	5	4	8	6
周南	6	4	7	5	5	4	18	13
宇部	9	8	7	6	4	5	20	19
下関	2	2	5	5	23	9	30	16
萩	2	2	4	3	3	2	9	7
計	28	23	32	27	45	28	105	78

# 知的障害者更生相談所の部

#### 1 知的障害者更生相談所の概要

#### (1) 設置目的

知的障害者福祉法第12条で都道府県に設置が義務づけられている知的障害者の福 祉に関し、専門的な立場から助言、相談及び指導を行う相談機関です。

#### (2) 業務の概要

# ア 相談・指導

知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応じるとともに、必 要な指導や助言を行っています。

#### イ 判定・指導

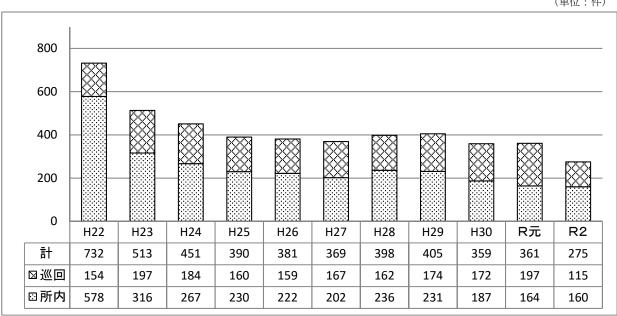
18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定を行うとともに、 必要な助言や指導、また、療育手帳に係る障害程度の判定などを行っています。

#### 2 相談受付状況

#### (1) 相談受付件数の推移

相談の中で最も多い療育手帳の判定について、障害程度の確認を行うため、10年ご とに必ず判定を行うこととしていた取扱いを、平成13年4月から次回判定年月を定 めない永久判定も認めるように改めました。そのため、平成23年度から相談受付件数 は減少傾向にありましたが、近年では巡回・所内相談を合わせて概ね350~400件で推 移しています。なお、令和2年度は新型コロナ感染症対策のため相談受付件数が減少 しています。

(単位:件)



#### (2) 内容別相談受付の状況

令和2年度の相談取扱実人員は、所内相談160人、巡回相談115人の計275人となっています。

相談内容については、療育手帳相談が 215 件(68.0%)と最も多く、次に年金診断書 作成等に関わる生活相談が 89 件(28.2%)と続いています。

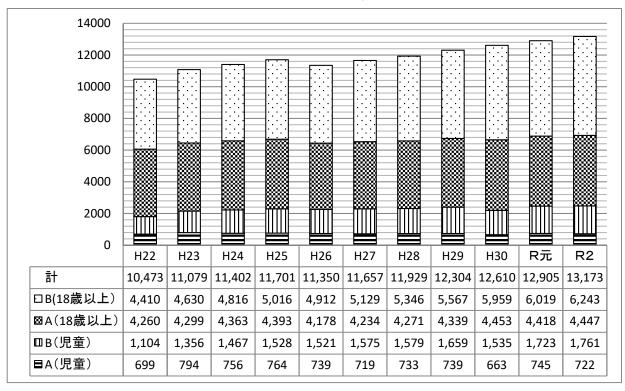
判定内容については、書類審査52人を除く取扱実人員223人のうち、183人(82.1%)に対して医学的判定を、全員に対して心理学的判定を実施しています。

(単位:人)

															\ I I-	4.70
区	実	取				相	談「	为 蓉	ř				判	定内	容	
	施	扱	施	職	職	医	生	教	療	そ	計	医	心	職	そ	計
分	口	実	設	親	業	療	活	育	育	の		学	理	能	$\mathcal{O}$	
	数	人		委		保			手	他		的	学	的	他	
		員		託		健			帳			判	的	判	$\mathcal{O}$	
												定	判	定	判	
													定		定	
所内	21	160	0	0	1	6	36	0	102	0	145	91	108	0	52	251
巡回	27	115	0	0	0	5	53	0	113	0	171	92	115	0	0	207
計	48	275	0	0	1	11	89	0	215	0	316	183	223	0	52	458

# (3) 療育手帳所持者数の推移

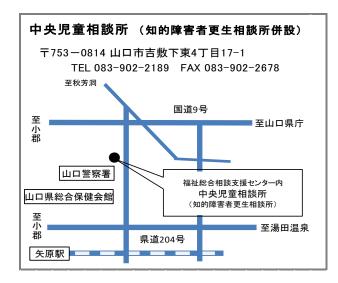
療育手帳所持者数は年々増加傾向で推移しており、令和2年度は前年度に比べ268件(2.1%)の増加となっています。なお、知的障害者更生相談所分の療育手帳の交付件数(272件)のうち、新規交付分は109件です。

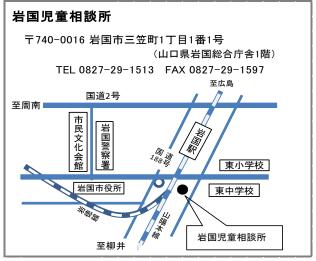


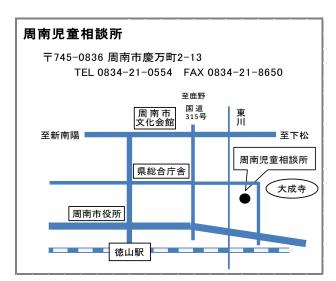
(注) 各年度とも年度末現在

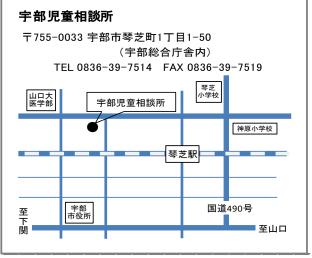
# 資 料

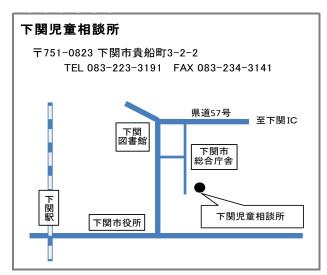
# ◆児童相談所所在地

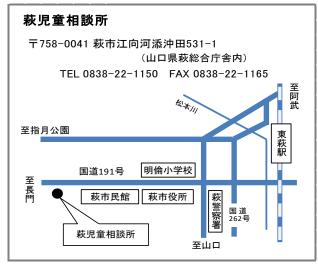












# ◆市町の行政窓口一覧

市町名	課名	電話番号	内線
下関市	こども家庭支援課	083-231-1432	
宇部市	こども・若者応援課	0836-31-1732	
山口市	子育て保健課	083-934-2960	
萩市	子育て支援課	0838-25-3536	
防府市	子育て支援課	0835-25-2414	
下松市	子育て支援課	0833-45-1873	
岩国市	こども支援課	0827-29-5076	
光市	子ども家庭課	0833-74-5910	
長門市	子育て支援課	0837-23-1156	
柳井市	社会福祉課	0820-22-2111	190、188
美祢市	地域福祉課	0837-52-5228	
周南市	あんしん子育て室	0834-22-8452	
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175	
周防大島町	福祉課	0820-77-5505	
和木町	保健福祉課	0827-52-7290	
上関町	保健福祉課	0820-62-0184	
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810	
平生町	町民福祉課	0820-56-7113	
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115	

# ◆児童福祉施設一覧

施 設 名	郵便番号	所 在 地	連絡先
〇 乳児院・児童養護施設			
乳児院なかべ学院	751-0847	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8701
児童養護施設なかべ学院	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目6-17	083-266-1934
下関大平学園	751-0828	下関市幡生町1丁目1-22	083-222-6801
吉敷愛児園	753-0816	山口市吉敷佐畑6丁目10-1	083-922-2509
清光園	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-3122
山口育児院	753-0082	山口市水の上町5-27	083-922-1027
防府海北園	747-0064	防府市大字高井686	0835-22-2044
俵山湯の家	759-4211	長門市俵山4827-1	0837-29-0831
共楽養育園	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0017
小野田陽光園	756-0817	山陽小野田市大字小野田6111-28	0836-83-4595
ライクホーム はるか	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-6085
〇 児童自立支援施設			
山口県立育成学校	753-0231	山口市大内氷上7丁目5-1	083-927-0304
〇 児童心理治療施設			
山口県みほり学園	753-0214	山口市大内御堀5丁目2番8号	083-922-8605
〇 福祉型障害児入所施設			
このみ園	759-0213	宇部市黒石北5丁目3番56号	0836-41-8145
はなのうら	747-0833	防府市大字浜方205-1	0835-22-3280
〇 医療型障害児入所施設			
国立病院機構山口宇部医療センター	755-0241	宇部市東岐波685	0836-58-2300
国立病院機構柳井医療センター	742-1352	柳井市伊保庄95	0820-27-0211
鼓ケ浦こばと園	745-0801	周南市久米752番地4	0834-29-1430
〇 児童家庭支援センター			
なかべこども家庭支援センター「紙風船」	751-8701	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8721
こども家庭支援センター「清光」	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-1188
子ども家庭支援センター「海北」	747-0064	防府市大字高井686	0835-26-1152
こども家庭支援センター「ぽけっと」	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0605
はるかこどもの相談センター	740-0022	岩国市山手町1丁目1-10-101	0827-28-5516